

令和6年度 敦賀市ふるさと応援ステップアップ補助金公募案内

敦賀市（以下「市」という。）では、地域経済の好循環の拡大に向け、市ふるさと納税返礼品協力事業者が行う、地域資源を活用した新商品開発、設備投資等のふるさと納税の返礼品をはじめとする商品の生産性向上、及び販路拡大に資する取組に要する経費を補助します。また、補助事業者の決定においては、外部委員による審査を行い、市がクラウドファンディング（以下「CF」という）を実施し、補助額を決定します。

1 補助金額

- (1) 補助額 4,000万円（上限）
(2) 補助率 市が実施するCFにより集まった寄附額又は補助対象経費のいずれか低い額の10分の4
※予算の範囲内で補助金を交付します。
※千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

2 公募参加資格者の要件

本補助金の公募に参加する事業者は、次に掲げる参加要件を全て満たすものとします。

<input checked="" type="checkbox"/>	参加要件
<input type="checkbox"/>	(1) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
<input type="checkbox"/>	(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
<input type="checkbox"/>	(3) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
<input type="checkbox"/>	(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
<input type="checkbox"/>	(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定するものが役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
<input type="checkbox"/>	(6) (4)又は(5)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
<input type="checkbox"/>	(7) 敦賀市ふるさと納税返礼品協力事業者（以下「協力事業者」という。）又は協力事業者となる見込のある者
<input type="checkbox"/>	(8) 市内に事務所等を設置し、継続した事業活動を行うことができる者又は見込のある者
<input type="checkbox"/>	(9) 採択事業により開発・拡充した地場産品等を市のふるさと納税返礼品として登録することを確約できる者

※全ての要件にがつく事業者に限り、公募に参加が可能となります。

3 補助対象者の要件

次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、補助対象者となりません。

<input checked="" type="checkbox"/>	補助対象者とならない要件
<input type="checkbox"/>	(1) 同一会計年度において、既に当該補助金の交付決定を受けている者
<input type="checkbox"/>	(2) 同一会計年度において、国又は地方公共団体等による同様の補助制度を利用している者
<input type="checkbox"/>	(3) 一会計年度において、12,500千円以上の寄附金の獲得実績がない者

※一つでもがつく場合は、公募に参加し採択を受けても補助対象者となりません。

4 補助対象事業

補助対象事業は、次に掲げる全てを満たす取組です。

- (1) 総務省が地場産品基準に合致すると認める商品について、事業者が行う施設・設備整備、新商品開発及び販路拡大等の地域経済の好循環の拡大に資する取組
- (2) 補助対象経費が12,500千円以上(補助金額ベースで5,000千円以上)の取組

5 補助対象経費

補助対象経費は、下記に掲げる経費です。

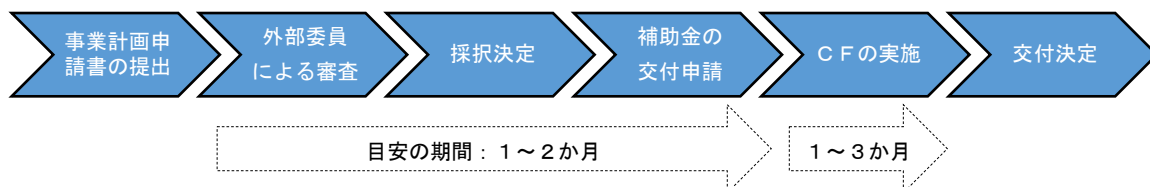
区分	内容
報償費	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金 等
旅費	外部専門家に支払う旅費 等
印刷製本費	パッケージ、包装紙、シール、販促用チラシ等の印刷費 等
手数料	各種許認可の取得費、成分分析、検査費用 等
委託料	パッケージデザイン等委託料、試作品等の外注加工費 等
原材料費	新商品開発のための試作に使用する原材料費 等
工事請負費	新商品開発及び販路拡大に資する工事 等
備品購入費	新商品開発及び販路拡大に必要と認められる備品の購入に要する経費 等

ただし、次に掲げる経費は補助対象となりません。

- (1) 補助対象経費のうち、1億円を超える経費
- (2) 消費税及び地方消費税相当額
- (3) 総務省が地場産品基準に合致すると認めた商品以外の開発等に要する経費
- (4) 見積書を添付できない経費
- (5) ポイントカード等によるポイントまたはそれに類する割引サービス等を利用した場合のその割引分相当額。またポイントカード等によるポイントを付与された場合の、付与ポイント相当額
- (6) 本事業として認められない経費

6 交付決定までのスケジュール

補助金の申請から交付決定までのスケジュールは次のとおりです。



※交付決定後、事業着手となります。
※各内容については次頁をご確認ください。

6-1 事業計画書申請書の提出



事業計画申請書に必要書類を添えて下記のとおり本市に申請（郵送）してください。

- [必要書類]
- ・事業計画申請書（様式1）
 - ・事業計画書及びコンソーシアム構成表（様式2）
 - ・その他必要書類（様式1の2の添付書類）

※単独申請の場合、コンソーシアム構成表は不要です。
 ※提出された応募書類は、審査以外の目的には使用しません。なお、情報公開請求がなされた場合は不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
 ※同一の個人、法人が複数の申請をした場合や応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
 ※応募書類等の作成費は補助対象経費に含まれません。
 ※採択後であっても、記載された内容に大幅な変更があった場合や総務省が地場産品基準に合致しないと判断した場合は、採択を取り消すことがあります。

[提出先] 敦賀市企画政策部政策推進課ふるさと納税係 あて
 〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1-1

6-2 外部委員による審査～採択決定



一つ以上の事業者から事業計画申請書の提出があった場合、その翌月末を目途に外部委員（非公開）による審査を実施します。審査は事業計画申請書の受付順で行います。審査の途中であっても、予算の上限に達した場合は、審査を打ち切る場合があります。

[審査基準] 以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

項目	概要
① 資格要件	・公募参加者の要件を満たしているか否か
② 実現可能性	・提案事業を実施する上での知識・経験が十分であるか否か ・提案事業を実施する体制等が適正であるか否か
③ 即時性	・できるだけ早期にふるさと納税の拡充・安定化に寄与するものであるか否か
④ 投資回収性	・補助金額以上のふるさと納税の新規獲得に寄与するものであるか否か
⑤ 波及性	・補助事業の実施による新規雇用の創出や新規販路開拓拡大など、ふるさと納税の拡充・安定化だけでなく、地域経済への波及に寄与するものであるか否か

審査結果については、全ての申請者に対し文書で通知するほか、採択された申請者については、市ホームページにてその旨を公表します。

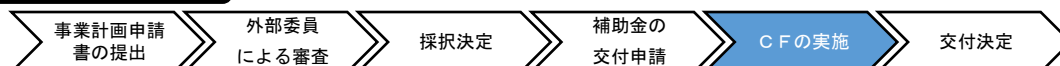
また、審査内容及び結果について、異議は一切認められないことにご留意ください。

6-3 補助金の交付申請



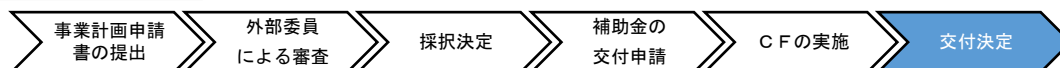
補助金の交付申請については、別途定める「敦賀市ふるさと応援ステップアップ補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」をご確認ください。

6-4 CFの実施



採択事業については、補助対象経費の額を寄附目標額とし、市がCFによる寄附を実施します。CFの方法については、採択された事業者に対し、別に通知します。なお、CFは、事業により開発等する返礼品について、総務省が地場産品基準に合致すると判断した場合に限り実施することとします。

6-5 交付決定



市は、市が実施するCFの募集期間が終了した時点又は寄附額が寄附目標額を上回った時点において交付決定を行います。事業者は交付決定を受けた以降に事業着手となります。なお、交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は補助対象となりません。ただし、交付要綱に定める事前着手の承認を受けた場合は、交付決定前の事業着手が可能となります。

【例1：CF終了時点で寄附目標額に達しなかった場合（寄附目標額1億円、寄附実績8千万円）】



【例2：CF終了前に寄附目標額に達した場合（寄附目標額1億円、寄附実績1億円以上）】



※CFによる寄附実績が寄附目標額を上回った場合でも、交付決定額は補助申請額を超えることはありません（補助額4,000万円（上限）、補助率4/10に変わりありません）

7 交付決定から支払までの流れ

交付決定から支払までの流れは次のとおりです。



※事業は年度内に完了する必要があります。

※市による検査・額確定までを年度内に受ける必要があります。

7-1 事業完了～実績報告書の提出～検査・額確定



事業完了後、実績報告書をご提出ください。市は、必要に応じて現地調査を行い、補助金額を確定します。補助金額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって、かつ実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。

[実績報告時に必要となる書類]

- ・領収書等の証拠書類
- ・本補助金により整備した機器等の写真
- ・本補助金により開発改良した地場産品の写真

※支出額及び内容について審査し、これを満たさない経費については、補助金額の対象外となる可能性があります。

7-2 補助金の支払い



補助金の支払時期は、事業完了後の清算払いを原則とします。

8 事業者の責務

補助金の交付を受けた事業者は、交付を受けた年度の翌年度から5年間は、市のふるさと納税返礼品として、継続して提供する義務を負うとともに、ふるさと納税以外の販路による販売に努めるものとします。

ただし、地場産品基準等関係法令等の改正等により返礼品として掲載ができなくなった場合は掲載を取り下げるとともに、掲載再開に向けて返礼品の内容の見直し等に努めるものとします。

なお、ふるさと納税の返礼品として掲載を取り下げた場合であっても、ふるさと納税以外の販路による販売を妨げるものではありません。

9 その他

本補助金に係る交付決定等に係る各種手続き等については、本案内のほか、敦賀市補助金等交付規則(昭和57年規則第5号)及び交付要綱に定める規定を遵守し実施します。

代表者(代表者、法人でその役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。))について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後であっても、採択や交付決定を取り消します。

10 問合せ先

敦賀市企画政策部政策推進課ふるさと納税係

TEL : 0770-22-8111 E-mail : seisaku@ton21.ne.jp